

1 対象事業所

訪問介護で、利用者に感染がわかり、療養中もサービス提供を継続している場合、かかり増し経費の対象となるのか。	利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所については、かかり増し経費の対象となります。対象となる経費としては、通常のサービス提供では想定されないかかり増し経費（感染者へ対応した職員への危険手当や在庫量では不足するガウン、マスク等の衛生用品の購入費用など）が考えられます。
---	---

2 対象経費

○全般

領収書などがないと申請はできないか。	購入や支払いの確認のため、領収書や支払い明細等を提出していただくこととしております。領収書が発行されない場合などありましたら、個別にご相談ください。
--------------------	--

○緊急時の介護人材確保に係る費用

雇用する際、療養期間以外の期間が含まれる場合は対象になるのか。	感染者の発生等に対応するために必要となった緊急雇用に係るもののみが対象となるため、通常時の募集費用が含まれないようにしてください。
帰宅困難職員の宿泊費について、宿泊先と事業所間の交通費は対象になるのか。	事業所職員の宿泊先と事業所間の交通費は対象になりません（応援職員の場合は、交通費も対象になります）。また、宿泊時の駐車場代及び食事代は原則対象になりません。

○消毒、清掃費用

介護サービス事業所・施設等の消毒を委託した場合、どのような消毒方法でも対象となるのか。	「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」において新型コロナウイルスに対して有効と示されている消毒方法を対象とします。（空間噴霧は有効性や安全性が確認できていないため、対象外とします。）
介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用とは、どのような経費が対象となるのか。	対象事業所・施設等において、感染者の発生から療養期間解除日までの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、療養期間解除日以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するもの（予防するもの）は補助対象外となります。 また、抗菌等感染の予防措置として実施するものや、エアコン等空調機器の消毒等に係る費用は対象になりません。 <例> 清掃業務の委託費用、陽性者が利用した居室や食堂などの消毒、清掃に必要な使い捨ての用品の購入費用 ※療養期間解除日以降にも使用できるもの、陽性等が直接接触していない場所の清掃は対象外です。（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なごみ箱、エアコンフィルターの清掃費など）

○感染性廃棄物の処理費用

<p>どのような費用が対象となるのか。</p>	<p>感染性廃棄物の処理費用に限り対象となり、一般ごみの処理費用は対象外です。感染性廃棄物を数日保管し、一般ごみとして廃棄可となった場合の費用も対象外です。</p>
-------------------------	--

○衛生用品の購入費用

<p>「衛生用品」とはどのようなものか。</p>	<p>その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液、口腔ケア用品、使い捨て食器（紙皿、紙コップ、プラスチックスプーンなど）などです。</p> <p>体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツ、スプレーボトル（空容器）などといった器具や備品、おむつ、<u>おしりふき</u>などは補助対象外となります。</p>
<p>費用の補助対象期間について</p>	<p>感染者発生から療養期間解除日の前日までの期間に発注し、納品された衛生用品が補助対象となります。</p>

○施設内療養に要する費用

<p>入居者が感染したが、入院せず施設内で対応した。補助金の対象となるか。</p>	<p>必要な体制を確保しつつ施設内で療養した場合については、本市の調査に事前に回答し、全ての要件を満たしていれば、施設内療養に要した経費が補助金の対象となります。要件等は、補助の内容【別添2-1】【別添2-2】をご確認ください。</p>
<p>施設内療養の標準期間を超えた場合</p>	<p>感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト</p> <p>(R5.5.7までに施設内療養を行った場合は、別紙様式3-1、R5.5.8以降に施設内療養を行った場合は別紙様式3-2)に標準期間以上療養することになった経緯を記載してください。</p> <p>また、介護記録や医師の診断書等、11日以上療養が必要と判断したことがわかる記録の有無を確認する場合があります。</p>

3 その他

<p>申請経費の対象期間</p>	<p>感染者発生から療養期間解除日の前日まで（感染者対応等、新型コロナウイルスの影響を受けて対応していた期間）に発生した経費が対象です。</p>
------------------	--